

平成26年度第2回京都市国民健康保険運営協議会質疑応答

- 折坂会長 今回の決算状況を見て、今後の事業の見通しはいかがか。
- 出口課長 形式上の黒字となっているが、国への返還金も含めると、実質的には赤字であり、依然として厳しい状況である。今後、国の制度改革も検討されており、これを見据えながら運営を行っていきたい。
- 鵜飼委員 産科医療補償制度は市民にどの程度周知されているのか。
- 出口課長 産科医療補償制度は平成21年度に創設された制度であり、医療機関で産科医療補償制度の手続きをしていただくこととなる。被保険者が掛金分の費用を負担されているので、保険者が出産育児一時金に上乗せし支給している。
全国的には99.9%の医療機関が加入しており、京都府内においては、全ての医療機関が加入している。
本市から直接的に周知はしていないが、医療機関等において該当者へ説明が行われている。
- 田中補佐 出産育児一時金については、当課の所管ではないが子育ての部署で作成しているパンフレット中で施策の紹介を行っている。
- 松井委員 制度の見直しは、39万円に3万円を上乗せして42万円を支給しているが、その3万円の中身については、出産に際し重度脳性麻痺を起こした子どもに対して補償するために積み立てたお金であるが、予想より、補償件数が少なく積立金に余剰が生じたため、今回の見直しにつながったものである。
- 中島委員 健保組合においては、普通分娩での出産の場合、一時金の39万円で出産費用に不足が生じているケースは少ないといった感覚がある。
本当に出産費用が上がっているのか疑問である。実際出産費用が上がっているなら、そのデータを示してほしい。
- 出口課長 全国の病院での出産費用の推移であるが、平成23年度は約47万円程度、24年度は48万円、25年度48万7千円程度と少しずつ上がっている状況である。
- 中島委員 一般的に48万円の出産はあまりないのでは。
- 出口課長 室料を含めての金額であり、それを除くと24年度では41万7千円となっている。これについても年々増加している。
- 折坂会長 引上げされたことによって支出が増えるのは保険者になるのか。

田中補佐 元々39万円であったものが40.4万円に上がるため、その部分については保険者の支出は増える。

木村部長 本日産婦人科の医師は出席されていないため、現場の状況について説明させていただく。
出産に関して医療機関とやりとりしていると、一時金の金額は足りないと聞いている。そのため、最近は入院期間が短縮されたりしている。これまでなら1週間程度であった入院が、一時金の範囲と病状により5日間程度に短縮している。現場としてはこの金額では厳しいということは聞いている。

折坂会長 次に都道府県化の件に関して、何か御意見のある方はおられますか。

井上委員 国保基盤強化協議会の議論について質問ですが、保険料の賦課について、現に市町村ごとに保険料に差があり、差があることを前提にしつつ、時間をかけてソフトランディングしていこうと見えるが、市町村ごとに保険料に差があることの背景には、各市町村によって法定外繰入といった支援を講じていることの影響もある。その部分を都道府県は分賦金を決める時にどのようにしていくのかについて、議論がなされているか。

出口課長 現状として、保険料は各市町村でばらつきがある。その原因としては医療費の規模や一般会計からの繰入金がそれぞれ異なるため、市町村ごとの保険料の差となって現れている。
今回の見直しについては、国保の財政的な基盤が脆弱であり、まずそれについての財政支援を図り、市町村国保が持つ課題を解決したうえで、保険料の標準化を図ろうとしている。
国から追加公費の投入の話が出ているが、本市を含め各団体から更なる追加の財政措置が必要と要望しており、現在、国が検討している。これと一般会計繰入金をどのようにしていくかについては、これからの検討課題である。

田中補佐 分賦金方式をとることで、各市町村が府に対してこれだけの金額を納めなければならないという責任を持たせている。例えば徴収率が低いとそれは市町村の責任となり、分賦金の金額まで保険料が集まらない場合は、市町村でお金を用意しなければならない。これをすることにより徴収率向上の意識が高まる。分賦金の算定には徴収率も考慮されるなど、市町村にインセンティブが働くシステムになっている。
一般会計繰入金との関係では、京都市では保険料を引き下げるために一般会計繰入金を入れているが、都道府県化は保険者支援制度の拡充による1,700億円の公費投入や更なる公費の投入を行うことにより、財政基盤を強化したうえでスタートすることが前提となっている。また、それ以外に財政安定化基金が創設されようとしているが、極端に徴収率が低かったり、インフルエンザ等が蔓延し給付費が高騰した場合は、その分は市町村に押し付けるのではなくその基金の活用も検討されている。これらも踏ま

えて現在、分賦金について議論されている。

折坂会長 現在、赤字の補てんを市町村が補っているが、それを全て国の財政で補てんし、そこを出発点とする。また、分賦金を決める際は市町村の努力が反映されるものとし、公平な分賦金を決定していく。

その後、お金を集め切れなかった場合、そのお金をみんなでどのようにして補うのか。

このようなことを現在、国で議論されているということによろしいか。

田中補佐 大筋ではそのとおりである。

松井委員 国保が都道府県単位化されると、保険料の負担が都市部と地方で格差が生じるのではと心配されるが、分賦金にすると地域に応じた負担になるのではないのか。

田中補佐 中間整理の中では、分賦金方式では、各自治体の方で保険料率を設定するが、都道府県で標準となる保険料率を決めることも検討されている。

まず都道府県化を行い、将来的には均一の保険料に推移していくような中間整理になっている。

牧委員 窓口がどのように変更されるのかや、現在、京都市の条例により保険料の軽減を受けていることがどのように変わるのか、被保険者としては、このあたりがどう変わっていくのかが気にかかる。

出口課長 窓口業務については、届出・申請の受付や証明書の受渡し業務は、被保険者の利便性を確保する観点から、これまでと同様に市町村が行うことで検討されている。処分性を有する、交付や給付決定等については現時点では不明である。